

在留邦人の皆様へ

平成22年4月22日
在デュッセルドルフ日本国総領事館

在外選挙制度のお知らせ

在外選挙では、国政選挙（衆議院議員選挙及び参議院議員選挙）に投票することができます。

在外選挙で投票（在外公館投票、郵便等投票、日本国内での投票）をするためには、在外選挙人名簿への登録申請をして、あらかじめ在外選挙人証を取得していただく必要があります。在外選挙人証をお持ちでない方は、お早めにご住所を選挙管轄している在外公館（ノルトライン・ヴェストファーレン州内にお住まいの場合は在デュッセルドルフ日本国総領事館）において登録申請をお願いいたします（申請から交付まで最大3か月程度を要します）。登録には、ご住所を選挙管轄している在外公館の管轄区域内に3か月以上継続して居住していることが必要ですが、3か月未満の方でも、在留届を在外公館の窓口へ提出する際などに一緒に登録申請を行うことができます（この場合、3か月が経った後に在外公館より確認の上、手続きを開始することになります。）。詳しくは、在デュッセルドルフ日本国総領事館にお問い合わせいただくか、外務省又は総務省のホームページをご覧ください。

既に在外選挙人証を交付された方は、ご自分の在外選挙人証を大切に保管して下さい。なお、在外選挙人証を紛失等された方は、再交付の手続きが必要となりますので在デュッセルドルフ日本国総領事館へお問い合わせ下さい。

外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>)

総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/senkyo/)